

【第17期定時株主総会招集ご通知 添付書類】

第 17 期

報 告 書

自平成23年10月1日

至平成24年9月30日

事	業	報	告	1 ~ 15頁								
連	結	貸	借	対	照	表	16					
連	結	損	益	計	算	書	17					
連	結	株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	18
連	結	注	記	表	19 ~ 26							
貸	借	対	照	表	27							
損	益	計	算	書	28							
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	29		
個	別	注	記	表	30 ~ 35							
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	36											
会計監査人の監査報告書謄本	37											
監査役会の監査報告書謄本	38 ~ 39											

株式会社エムティーアイ

事業報告

(自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社の主力事業に関連する携帯電話市場は、平成24年3月期にスマートフォン出荷台数が2,417万台（前期比約2.8倍）に拡大しました。これは総出荷台数の56.6%（前期22.7%）を占め、スマートフォンへの移行が急速に進んでいることを示しています（※）。

モバイル・コンテンツ市場はフィーチャーフォンからスマートフォンへの移行が急速に進んでいるため、当社はスマートフォン向けサービスを拡大させる好機と捉え、同サービスの有料会員数の拡大とサービス機能の拡充に注力しました。

有料会員数の拡大では、積極的なプロモーションと新サービスの投入に取り組んだことにより、従来からの主力事業である音楽配信、健康情報、天気情報のみならず、電子書籍、地図・ナビゲーション、占い、パズルゲーム等、各カテゴリーが総じて拡大することができました。

サービス機能の拡充では、音楽配信においてTポイントや永久不滅ポイントなどで楽曲を購入できる仕組みを整備するとともに、主要カテゴリーにおいてiPhone向けサービスに対応（電子書籍は平成24年4月、音楽配信は平成24年9月に対応）しました。

これらの結果、平成24年9月末のスマートフォン向けサービスの有料会員数は、313万人（平成23年9月末比240万人増）となりました。

一方、フィーチャーフォン向けサービスにおいては、スマートフォンへの急速な移行による影響で有料会員数は減少傾向が続き、平成24年9月末で500万人（同321万人減）となりました。

以上より、平成24年9月末の有料会員数合計は813万人（同81万人減）となりましたが、四半期ベースで減少傾向が続いていたものが第4四半期において純増に転じました。また、全体に占めるスマートフォン比率も38.5%まで高まり、スマートフォンへの移行が順調に進んでいます。

売上高は、前期と比較し全体の有料会員数が減少しているため、29,382百万円（前期比9.2%減）となりました。

売上総利益は、音楽配信のダウンロード数減少と原価率の低い生活情報系サービスの売上構成比が上昇したことにより売上原価率は低下（前期23.4%から19.3%に低下）したものの、減収分を補い切れず23,716百万円（前期比4.3%減）となりました。

営業利益および経常利益は、売上総利益の減益に加え、販売費及び一般管理費において有料会員数の減少傾向にともない支払手数料（キャリアへの課金代行手数料）が減少したものの、主に人件費や外注費、減価償却費が増加したことにより前期を上回ったため、それぞれ1,704百万円（同54.0%減）、1,697百万円（同54.0%減）となりました。

当期純利益については、投資有価証券評価損やのれん減損損失、固定資産除却損等の特別損失を計上したことにより、109百万円（同93.9%減）となりました。

（※）出典：株式会社MM総研

(2) 対処すべき課題

① マーケティング力の強化

携帯端末の進化やモバイル・コンテンツの利用世代の拡大により、お客様のニーズも常に変化し、多様化しています。このような動きを的確に捉え、顧客満足度の高いコンテンツを提供する上で、マーケティング力を高め続ける体制の構築が重要であると認識しています。

このため、当社ではマーケティング部門の組織体制の強化を推進するとともに、専門的スキルを持った人材の強化と社内研修体制の充実による人材の教育・育成を促進することを通じて、当社の強みである「マーケティング力」のさらなる強化を図っています。

② 品質管理力の強化

お客様に継続的にモバイル・コンテンツをご利用いただくためには、マーケティングリサーチから汲み取ったお客様のニーズを実際のサイトに反映することはもちろん、ご満足いただける品質と品揃えで提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しています。

このため、当社のコンテンツ素材の制作現場では、すべての制作工程について手順と品質基準を明確にし、その管理を徹底するとともに、人材の教育・育成、PDCA活動による継続的改善を行いながら、高品質なコンテンツ素材を効率的に制作する体制の構築を追求しています。

③ 開発力の強化

携帯端末の高機能化、通信インフラの高速化・大容量化により、モバイル・コンテンツはさらに付加価値の高いサービスの提供が可能になると考えられます。将来にわたりお客様から支持されるには、質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しています。

このため、技術環境の変化に迅速かつ機動的に対応できる開発手法を推進するとともに、スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、開発要員の技術レベルの底上げを図ります。また、オフショア開発の促進を図り、品質が高く効率的な開発体制の構築を推進しています。

④ デザイン力の強化

スマートフォン向けサービスでは、コンテンツの操作性の充実やより高度な表現がさらに可能になると考えられます。お客様が利用されるサービスを選択する際に非常に重要なポイントとなり、質の高いデザインを提供する体制の構築が重要であると認識しています。

このため、ユーザーインターフェースの研究およびお客様に好まれるデザインの研究を推進するとともに、スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、より高品質なデザインを提供できる体制の構築を推進しています。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成24年4月27日および5月11日に実施した株式取得および第三者割当増資引受により、株式会社マイトラックスを連結子会社化しました（持分は80.0%）。

平成24年7月10日に実施した株式取得により、PLAYGROUND PUBLISHING HOLDINGS B.V.（オランダ）を連結子会社化しました（持分は85.0%）。

(5) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は1,803百万円であり、主な内容はソフトウェアで1,761百万円となっています。

(6) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期
売 上 高	25,732,891	30,836,621	32,342,204	29,382,297
経 常 利 益	2,177,990	3,132,665	3,692,360	1,697,692
当 期 純 利 益	1,669,553	1,824,916	1,797,757	109,441
1株当たり当期純利益(円)	12,446.91	13,630.48	13,447.41	842.99
総 資 産	12,557,417	15,091,391	15,881,758	13,971,689
純 資 産	6,807,080	8,259,361	9,670,935	8,922,062
1株当たり純資産(円)	50,227.79	60,929.15	70,973.21	66,868.98

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。1株当たり純資産は、期末発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 テ ラ モ バ イ ル	10,000千円	100.00%	広告代理店等をおこなっています。
J i b e M o b i l e 株 式 会 社	336,800千円	88.41%	ソフトウェア開発等をおこなっています。

② 企業結合の経過および成果

当期の重要な子会社は2社であり、連結売上高は29,382百万円（前期比9.2%減）、連結当期純利益は109百万円（同93.9%減）となりました。

(8) 主要な事業内容

当社は、コンテンツ配信事業を事業内容としています。

(9) 主要な事業所

本 社 : 東京都新宿区

(10) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	556名	66名増
女 性	259名	50名増
合 計	815名	116名増

- (注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は142名です。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高(千円)
株式会社三井住友銀行	50,018
株式会社みずほ銀行	49,100

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行済株式総数 133,688株（自己株式4,401株を含む）
 ② 株 主 数 5,573名（前期末比690名減少）
 ③ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
前 多 俊 宏	29,314株	22.67%
株 式 会 社 ケ イ ・ エ ム ・ シ ー	25,240株	19.52%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,998株	5.41%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,517株	1.95%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	2,125株	1.64%
株 式 会 社 昭 文 社	1,680株	1.30%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,273株	0.98%
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT	1,219株	0.94%
株 式 会 社 バ ロ ー ズ	1,216株	0.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,117株	0.86%

(注) 持株比率は、自己株式4,401株を控除して計算しています。

④ その他株式に関する重要な事項

イ. 第17期に会社法第165条第2項の規定により買受けた自己の株式

・買受を必要とした理由

資本効率の向上および経営環境に対応した機動的な資本政策の実行を可能にするため

・取得株式の種類および数

会社法第165条第2項の規定による取締役会決議に基づく取得

普通株式 4,681株

・取得価額の総額

422,693千円

ロ. 自己株式の処分について

当社は、平成24年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議し、平成24年5月25日に処分しました。

・処分株式数

普通株式 280株

・処分価額

1株につき109,022円

・処分価額の総額

30,526千円

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当期末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

第11回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	1名
新株予約権の数	10個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	20株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	222,627円	
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から	
	平成25年9月30日まで	

第12回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	2名
新株予約権の数	120個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	120株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	153,200円	
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から	
	平成26年9月30日まで	

第13回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	1名
新株予約権の数	20個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	20株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	188,321円	
新株予約権の行使期間	平成24年3月1日から	
	平成27年9月30日まで	

第14回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	152個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	152株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	185,104円	
新株予約権の行使期間	平成24年4月1日から	
	平成27年9月30日まで	

第15回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	6名
新株予約権の数	392個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	392株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	184,718円	
新株予約権の行使期間	平成25年3月1日から	
	平成28年9月30日まで	

第16回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	7名
新株予約権の数	1,000個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	1,000株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	106,600円	
新株予約権の行使期間	平成26年3月1日から	
	平成29年9月30日まで	

② 当期中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

第16回新株予約権

- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の行使価額 106,600円
- 新株予約権の行使期間 平成26年3月1日から
平成29年9月30日まで
- 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認められない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- 当社使用人等への交付状況

付与対象者	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社の使用人	966個	普通株式 966株	91名

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 多 俊 宏	上海海隆宜通信息技术有限公司 董事 Jibe Mobile株式会社 取締役 株式会社マイトラックス 取締役 Playground Publishing Holdings B.V. Director
取締役副社長	泉 博 史	モバイルサービス事業本部・IT部門担当兼Healthcare事業本部長 上海海隆宜通信息技术有限公司 副董事長 株式会社モバイルブック・ジェービー 取締役
取締役副社長	種 野 晴 夫	e-learning事業部長 Jibe Mobile株式会社 代表取締役会長 Playground Publishing Holdings B.V. Director
専務取締役	高 橋 次 男	music.jp事業本部担当 株式会社フィル 代表取締役社長
常務取締役	大 沢 克 徳	株式会社テラモバイル 代表取締役社長 Jibe Mobile株式会社 取締役
取 締 役	清 水 義 博	mopita事業部長 ワウテック株式会社 取締役
取 締 役	松 本 博	コーポレート・サポート本部長 Jibe Mobile株式会社 監査役
取 締 役	佐々木 隆 一	新ビジネス担当 ナクソス・ジャパン株式会社 代表取締役社長 株式会社モバイルブック・ジェービー 代表取締役会長 一般社団法人著作権情報集中処理機構 代表理事
社 外 取 締 役	小名木 正 也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	箕 浦 勤	公認会計士箕浦勤事務所 所長
社 外 監 査 役	中 村 好 伸	中村好伸法律事務所 所長
社 外 監 査 役	崎 島 一 彦	特定非営利活動法人TeachForJapan 理事
社 外 監 査 役	大 矢 和 子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長

- (注) 1. 小名木正也氏は、社外取締役であり、当社は株式会社大阪証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
2. 箕浦勤氏、中村好伸氏、崎島一彦氏および大矢和子氏は、社外監査役であり、当社は株式会社大阪証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 取締役副社長種野晴夫氏および社外監査役大矢和子氏は、平成23年12月23日開催の第16期定時株主総会において新たに選任され、就任しています。
4. 平成23年12月23日開催の第16期定時株主総会終結時をもって任期満了により社外監査役和田一廣氏が退任しました。
5. 常勤監査役(社外監査役)箕浦勤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 人 員	支 払 額
取 締 役 の 報 酬 等 (うち 社 外 取 締 役)	9 名 (1 名)	206,782 (4,200)
監 査 役 の 報 酬 等 (うち 社 外 監 査 役)	5 名 (5 名)	32,250 (32,250)

- (注) 1. 取締役に対する報酬限度額は、平成21年12月23日開催の定時株主総会における決議により年額400,000千円、監査役に対する報酬限度額は、平成10年12月28日開催の定時株主総会における決議により年額50,000千円と定められています。なお、当期における各取締役に対する報酬額は、年額4,200千円から44,723千円、各監査役に対する報酬額は、年額2,700千円から18,000千円となっています。
2. 平成20年12月20日開催および平成22年12月23日開催の定時株主総会において、当該取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額40,000千円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しています。なお、上記支払額には、平成22年2月18日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権、平成23年1月27日開催の取締役会決議により取締役6名に付与した新株予約権および平成24年1月30日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権の当期費用計上額(27,438千円)が含まれています。
3. 上記支払額には、当事業年度にかかる役員賞与の支払いに対する引当金繰入額(社外取締役を除く取締役12,974千円)が含まれています。

③ 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めています。

イ. 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、基本報酬、基本外報酬、ストックオプションで構成しています。基本報酬およびストックオプションは、各取締役の職位・役割に応じて決定し、基本報酬の一定割合は、担当部門の業績および個人の業績評価等に基づいて変動します。基本外報酬は、経営環境・当事業年度の当社業績に基づいて決定しています。

なお、社外取締役については、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することになっています。

ロ. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することになっています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
小名木 正也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
箕浦 勤	公認会計士箕浦勤事務所 所長	特別の関係はありません。
中村 好伸	中村好伸法律事務所 所長	特別の関係はありません。
崎島 一彦	特定非営利活動法人TeachForJapan 理事	特別の関係はありません。
大矢 和子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長	特別の関係はありません。

(注) 社外監査役 大矢和子氏は、東京電力株式会社の社外監査役を兼務しておりましたが、平成24年6月27日をもって、同社の監査役を退任しており、また、当社と当社には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会 (16回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
小名木 正也	16回	100.0%	—	—
箕浦 勤	16回	100.0%	14回	100.0%
中村 好伸	16回	100.0%	14回	100.0%
崎島 一彦	16回	100.0%	14回	100.0%
大矢 和子	13回	100.0%	10回	90.9%

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いています。
2. 社外監査役大矢和子氏は、平成23年12月23日開催の第16期定時株主総会において選任されており、同株主総会後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は11回です。

氏名	主な活動状況
小名木 正也	当事業年度開催の取締役会において、経営に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明をおこなっています。
箕浦 勤	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、財務および会計に関する専門的知見から発言をおこなっています。
中村 好伸	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、法務に関する専門的知見から発言をおこなっています。
崎島 一彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般に関する専門的知見から発言をおこなっています。
大矢 和子	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言をおこなっています。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を、社外取締役および社外監査役と締結しています。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に支払うべき報酬等の額は次のとおりです。

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	38,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

3. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、「法令・社会倫理規範の遵守（以下、「法令等の遵守」という。）」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とし、コーポレートガバナンスを推進します。

この基本方針のもと、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備していきます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守を基本方針とし、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会の設置をおこない、当社グループのコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。

また、代表取締役社長所管の内部監査室では、業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査活動ならびに財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施しています。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会ならびに被監査部門へ報告する体制になっています。

なお、コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス委員会が中心となり、当社グループの各部門との連携により推進しています。

法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供をおこなうためのコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置しています。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポートラインまたはコンプライアンス・ヘルプライン窓口経由でコンプライアンス委員会および監査役会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重大性に応じて、コンプライアンス委員会または取締役会が当社グループの各部門と連携し再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制になっています。

文書等の管理については、文書管理および情報セキュリティに関する規程ならびに関連する諸規則等に基づき、実施される体制となっています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクは、当社の各部門および当社の子会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討をおこなっています。特に重要な案件や担当部門の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定をおこなうとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。

さらに、職務執行ならびに財務報告の信頼性に係るリスク管理およびその対応については内部監査室が監査し、内部監査室は当該結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会に報告する体制となっています。その他の全社的なリスク管理およびその対応についてはコンプライアンス委員会が取組事項を検討および推進し、当該活動状況を取締役に報告する体制となっています。

また、リスク案件のそれぞれの評価をおこない、これに対応した当社グループ全体の管理を実行していくため、リスク管理体制に関連する規程を制定し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制の整備・強化をおこなっています。

なお、情報セキュリティの確保・維持のために、情報資産の利用と保護に関する規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの経営活動に寄与すべく情報資産の利用・保護体制の整備・強化をおこなっています。

(5) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。

当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督をおこなっています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2～3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議をおこない、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定をおこなっています。

また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、その部門が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言をおこなうことにより、当社の子会社の経営管理をおこなっています。

当社経営会議には当社の主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜おこなっています。また、当社の子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。今後も引き続き、当社の子会社の経営管理に関する指針の文書化を進め、当社の子会社の管理体制の整備をおこなっていきます。

また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動をおこなうとともに、コンプライアンス委員会および当社グループの各部門との情報交換を定期的実施していきます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、監査補助をおこなうための監査役付の使用人を配置するとともに、監査役会事務局を設置しています。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の使用人の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。

また、監査役のうち半数以上を社外監査役とし、そのうち1名以上を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。

(10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長および新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門および当社の子会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長および当社の子会社の取締役・使用人等からの個別ヒアリングを定期的におこなうとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等をおこなっています。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効におこなわれる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正をおこなっています。

(12) 反社会的勢力への対応

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、および特防連が主催する研修会等への参加により、最新情報の収集をおこなっています。また、総務部と法務室に不当要求防止責任者をそれぞれ設置しており、不当要求等が生じた場合は、法務室を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じていきます。

(注) 平成24年10月31日開催の取締役会において決議したものです。

連結貸借対照表

(平成24年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,630,823	流動負債	4,566,643
現金及び預金	2,563,283	買掛金	1,233,354
売掛金	6,188,642	1年内償還予定転換社債	62,880
前渡金	51,988	1年内返済予定の長期借入金	99,118
前払費用	322,454	未払金	1,964,994
未収入金	84,416	未払費用	329,481
未収法人税等	170,359	未払法人税等	7,941
繰延税金資産	377,178	未払消費税等	53,814
その他	140,659	コイン等引当金	420,925
貸倒引当金	△268,158	役員賞与引当金	12,974
固定資産	4,340,866	その他	381,159
有形固定資産	218,095	固定負債	482,983
建物附属設備	329,045	長期未払金	51,581
減価償却累計額	△189,890	退職給付引当金	363,365
工具、器具及び備品	307,571	負ののれん	67,894
減価償却累計額	△228,629	その他	141
無形固定資産	2,483,755	負債合計	5,049,626
ソフトウェア	2,255,082	(純資産の部)	
のれん	171,126	株主資本	8,637,981
その他	57,546	資本金	2,562,740
投資その他の資産	1,639,014	資本剰余金	3,078,260
投資有価証券	376,039	利益剰余金	3,394,389
敷金及び保証金	467,695	自己株式	△397,409
繰延税金資産	751,034	その他の包括利益累計額	7,308
その他	54,529	その他有価証券評価差額金	1,881
貸倒引当金	△10,283	為替換算調整勘定	5,427
資産合計	13,971,689	新株予約権	211,940
		少数株主持分	64,832
		純資産合計	8,922,062
		負債純資産合計	13,971,689

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,382,297
売上原価	5,665,445
売上総利益	23,716,851
販売費及び一般管理費	22,012,063
営業利益	1,704,788
営業外収益	
受取利息	156
受取配当金	4,105
負のれん償却額	9,117
新株予約権戻入益	9,009
その他の	8,033
営業外費用	
支払利息	9,806
持分法による投資損失	16,502
その他の	11,208
経常利益	1,697,692
特別損失	
固定資産除却損	128,100
投資有価証券評価損	291,421
のれん減損損失	278,768
和解金	41,095
税金等調整前当期純利益	958,307
法人税、住民税及び事業税	686,334
法人税等調整額	154,465
少数株主損益調整前当期純利益	117,507
少数株主利益	8,065
当期純利益	109,441

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,562,740	3,072,920	3,819,710	—	9,455,371
当 期 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権の行使)		97			97
剰余金の配当			△534,752		△534,752
当期純利益			109,441		109,441
自己株式の取得				△422,693	△422,693
自己株式の処分		5,242		25,283	30,526
連結範囲の変動			△9		△9
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	5,339	△425,320	△397,409	△817,390
当 期 末 残 高	2,562,740	3,078,260	3,394,389	△397,409	8,637,981

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	25,923	6,971	32,895	163,897	18,771	9,670,935
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						97
剰余金の配当						△534,752
当期純利益						109,441
自己株式の取得						△422,693
自己株式の処分						30,526
連結範囲の変動						△9
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△24,042	△1,544	△25,586	48,043	46,060	68,517
当 期 変 動 額 合 計	△24,042	△1,544	△25,586	48,043	46,060	△748,873
当 期 末 残 高	1,881	5,427	7,308	211,940	64,832	8,922,062

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社

(株)テラモバイル、(有)MGMホールディング、(株)フィル、(株)ミュージック・ドット・ジェイピー、(有)メガモバイル、(株)コミックジェイピー、(株)ムーバイル、Jibe Mobile(株)、Jibe Solutions(株)、(株)メディアアーノ、MShift, Inc.、MTI EMEA Ltd.、(株)マイトラックス、PLAYGROUND PUBLISHING HOLDINGS B.V.

当連結会計年度より、新たに株式を取得して子会社となった(株)マイトラックスおよびPLAYGROUND PUBLISHING HOLDINGS B.V.を連結の範囲に含めています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

上海海隆宜通信息技术服务有限公司

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結計算書類の作成に当たり、平成24年8月31日現在の計算書類を使用しています。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

Jibe Mobile, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純利益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MShift, Inc.の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日の前月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しています。)

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産…定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 15～18年

工具、器具及び備品 3～10年

リース資産…リース取引開始日が平成20年9月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によつています。

無形固定資産…定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産…リース取引開始日が平成20年9月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によつています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

コイン等引当金…当社グループが提供する着うたフル®、着うた®等における『music.jp』等の会員に付与したコイン等の使用により今後発生する売上原価について、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しています。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しています。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社および在外持分法適用会社の資産、負債、収益および費用は、平成24年8月31日現在の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めていません。

(5) 消費税等の会計処理は、税抜方式によつています。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび負のれんは、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で均等償却することとしています。

II. 連結貸借対照表関係

1. 非連結子会社および関連会社に対する資産

投資有価証券	12,499千円
--------	----------

2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額およびコミットメントの総額	3,300,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	3,300,000千円

III. 連結損益計算書関係

1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目および金額は次のとおりです。

販売促進費	82,555千円
広告宣伝費	7,651,100千円
役員報酬	296,254千円
給料及び手当	3,186,907千円
雑給派遣費	775,192千円
役員賞与引当金繰入額	12,974千円
福利厚生費	58,601千円
外注費	1,543,619千円
支払手数料	3,289,565千円
地代家賃	648,287千円
賃借料	279,934千円
減価償却費	1,434,529千円
貸倒引当金繰入額	276,019千円

2. 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりです。

43,438千円

IV. 連結株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	133,688株	一株	一株	133,688株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	一株	4,681株	280株	4,401株

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

会社法第165条第2項の規定による取締役会決議に基づく取得 4,681株

減少数の主な内訳は、次のとおりです。

第三者割当による自己株式の処分による減少 280株

3. 新株予約権等に関する事項

回号	株式の種類	目的となる株式の数
第11回新株予約権	普通株式	536株
第12回新株予約権	普通株式	588株
第13回新株予約権	普通株式	504株
第14回新株予約権	普通株式	200株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年12月23日 定時株主総会	普通株式	534,752	4,000	平成23年9月30日	平成23年12月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年12月22日 定時株主総会	普通株式	517,148	利益剰余金	4,000	平成24年9月30日	平成24年12月25日

V. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は定期的に発行会社の財政状態等を把握しています。

借入金の使途は設備投資資金（長期）であり、金利の変動リスクを回避するため固定金利により調達しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程および債権管理規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各グループ会社からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,563,283	2,563,283	—
(2) 売掛金	6,188,642	6,188,642	—
(3) 未収還付法人税等	170,359	170,359	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	139,007	139,007	—
資産計	9,061,292	9,061,292	—
(5) 買掛金	1,233,354	1,233,354	—
(6) 未払金	1,964,994	1,964,994	—
(7) 未払法人税等	7,941	7,941	—
(8) 1年以内返済予定の長期借入金	99,118	98,919	△198
負債計	3,305,407	3,305,209	△198

(注) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは、短期間で返済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

投資有価証券は株式であり、市場性のある有価証券については、市場価額により公正価値を評価しています。また、市場性のない有価証券については、公正価値を見積もることが実務上困難であるため、「投資有価証券」には含めていません。

負債

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(8) 1年以内返済予定の長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

VI. 1株当たり情報関係

1.	1株当たり純資産額	66,868円98銭
2.	1株当たり当期純利益	842円99銭
※	1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりです。	
	当期純利益	109,441千円
	普通株主に帰属しない金額	一千円
	普通株式に係る当期純利益	109,441千円
	普通株式の期中平均株式数	129,824株

VII. 重要な後発事象関係

(株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更)

当社は、平成24年10月31日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議しました。

なお、定款の一部変更については、平成24年12月22日開催予定の第17期定時株主総会に付議しています。

(1) 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数(売買単位)を100株とする単元株制度を採用します。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はありません。

(2) 分割の方法

平成25年3月31日(日曜日)(当日は休日につき実質的には平成25年3月29日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、100株の割合をもって分割します。

(3) 分割により増加する株式数

平成25年3月31日(日曜日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成24年10月31日(水曜日)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりです。

株式分割前の発行済株式総数	133,688株
今回の分割により増加する株式数	13,235,112株
株式分割後の発行済株式総数	13,368,800株
株式分割後の発行可能株式総数	44,760,000株

(4) 株式分割および単元株制度採用の時期

平成25年4月1日

なお、当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりです。

1株当たり純資産額	668円68銭
1株当たり当期純利益	8円42銭

Ⅷ. その他の注記

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金を採用しています。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	530,454千円
未認識数理計算上の差異	△167,088千円
<hr/>	
退職給付引当金	363,365千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	89,243千円
利息費用	4,475千円
数理計算上の差異の費用処理額	15,123千円
<hr/>	
退職給付費用	108,843千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

② 割引率

1.10%

③ 数理計算上の差異の処理年数

6年～12年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間による按分額を費用処理する方法。ただし、翌連結会計年度から費用処理することとしています。)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

貸借対照表

(平成24年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	8,580,091	流 動 負 債	4,063,059
現金及び預金	1,733,359	買掛金	1,056,502
売掛金	6,087,788	1年内返済予定の長期借入金	99,118
貯蔵品	8,403	未払金	1,971,794
前渡金	45,595	未払費用	291,529
前払費用	317,846	未払消費税等	33,479
未収入金	84,203	前受金	6,024
未収法人税等	162,458	預り金	129,122
繰延税金資産	377,942	コイン等引当金	420,925
その他の他	27,900	役員賞与引当金	12,974
貸倒引当金	△265,407	その他の他	41,588
固 定 資 産	4,553,090	固 定 負 債	363,507
有形固定資産	191,049	退職給付引当金	363,365
建物附属設備	328,340	その他の他	141
減価償却累計額	△189,862		
工具、器具及び備品	239,472	負 債 合 計	4,426,566
減価償却累計額	△186,901	(純資産の部)	
無形固定資産	2,186,642	株 主 資 本	8,493,669
特許権	1,710	資本金	2,562,740
商標権	20,102	資本剰余金	2,373,051
ソフトウェア	2,162,980	資本準備金	2,367,809
その他の他	1,849	その他資本剰余金	5,242
投資その他の資産	2,175,398	利 益 剰 余 金	3,955,286
投資有価証券	363,540	利益準備金	7,462
関係会社株式	571,531	その他利益剰余金	3,947,823
従業員に対する長期貸付金	1,119	繰越利益剰余金	3,947,823
長期前払費用	5,137	自 己 株 式	△397,409
敷金及び保証金	483,019	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,005
繰延税金資産	751,034	その他有価証券評価差額金	1,005
その他の他	10,299	新 株 予 約 権	211,940
貸倒引当金	△10,283	純 資 産 合 計	8,706,615
資 産 合 計	13,133,182	負 債 純 資 産 合 計	13,133,182

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,313,617
売 上 原 価		5,223,236
売 上 総 利 益		23,090,380
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,259,222
営 業 利 益		1,831,158
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	529	
受 取 配 当 金	4,105	
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,009	
そ の 他	5,488	19,133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,662	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,690	
災 害 義 援 金	3,110	
そ の 他	3,570	16,033
経 常 利 益		1,834,257
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	120,492	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	291,421	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	743,476	
和 解 金	41,095	1,196,485
税 引 前 当 期 純 利 益		637,771
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		684,815
法 人 税 等 調 整 額		154,465
当 期 純 損 失		201,508

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	2,562,740	2,367,809	—	7,462	4,684,084	—	9,622,096
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△534,752		△534,752
当 期 純 損 失					△201,508		△201,508
自 己 株 式 の 取 得						△422,693	△422,693
自 己 株 式 の 処 分			5,242			25,283	30,526
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	5,242	—	△736,260	△397,409	△1,128,427
当 期 末 残 高	2,562,740	2,367,809	5,242	7,462	3,947,823	△397,409	8,493,669

	評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金		
当 期 首 残 高	25,923	163,897	9,811,917
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△534,752
当 期 純 損 失			△201,508
自 己 株 式 の 取 得			△422,693
自 己 株 式 の 処 分			30,526
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△24,917	48,043	23,125
当 期 変 動 額 合 計	△24,917	48,043	△1,105,302
当 期 末 残 高	1,005	211,940	8,706,615

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 …移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの …移動平均法による原価法を採用しています。

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品 …最終仕入原価法を採用しています。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。)

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 …定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 15～18年

工具、器具及び備品 3～15年

リース資産 …リース取引開始日が平成20年9月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

無形固定資産 …定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しています。

リース資産 …リース取引開始日が平成20年9月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

長期前払費用 …定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

コイン等引当金 …当社が提供する着うたフル®、着うた®等における『music.jp』等の会員に付与したコイン等の使用により今後発生する売上原価について、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

役員賞与引当金 …役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

退職給付引当金 …従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理しています。

5. 外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

6. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

II. 貸借対照表関係

1. 関係会社に対する主な資産および負債

売掛金	17,919千円
立替金	22,660千円
未払金	181,892千円

2. 当社においては、運転資金の効果的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額およびコミットメントの総額	3,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,300,000千円

III. 損益計算書関係

1. 関係会社との主な取引高

売上高	254,543千円
広告宣伝費	1,791,308千円
外注費	79,098千円
支払手数料	193,983千円

2. 一般管理費に含まれる研究開発費は、39,342千円です。

IV. 株主資本等変動計算書関係

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	一株	4,681株	280株	4,401株

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

会社法第165条第2項の規定による取締役会決議に基づく取得 4,681株

減少数の主な内訳は、次のとおりです。

第三者割当による自己株式の処分による減少 280株

V. 税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	97,581千円
賞与引当金	100,287千円
コイン等引当金	159,993千円
ソフトウェア	611,958千円
投資有価証券	243,959千円
関係会社株式評価損	262,908千円
退職給付引当金	129,503千円
その他	52,157千円
評価性引当額	△516,319千円
繰延税金資産計	1,142,030千円
(繰延税金負債)	
未払事業税	△6,850千円
その他有価証券評価差額金	△6,202千円
繰延税金負債計	△13,052千円
(繰延税金資産純額)	1,128,977千円

Ⅵ. リースにより使用する固定資産関係

1. リース取引開始日が平成20年9月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	8,400	8,049	350
ソフトウェア	8,649	7,496	1,153
合計	17,049	15,545	1,503

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	1,603千円
1年超	—千円
合計	1,603千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	4,623千円
減価償却費相当額	4,276千円
支払利息相当額	107千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については、利息法によっています。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

未経過リース料

1年以内	129,448千円
1年超	63,331千円
合計	192,779千円

VII. 関連当事者との取引関係

該当事項はありません。

VIII. 1株当たり情報関係

1.	1株当たり純資産額	65,704円02銭
2.	1株当たり当期純損失	1,552円16銭
※	1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
	当期純損失	201,508千円
	普通株主に帰属しない金額	一千円
	普通株式に係る当期純損失	201,508千円
	普通株式の期中平均株式数	129,824株

Ⅷ. 重要な後発事象関係

(株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更)

当社は、平成24年10月31日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議しました。

なお、定款の一部変更については、平成24年12月22日開催予定の第17期定時株主総会に付議する予定です。

(1) 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数(売買単位)を100株とする単元株制度を採用します。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はありません。

(2) 分割の方法

平成25年3月31日(日曜日)(当日は休日につき実質的には平成25年3月29日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、100株の割合をもって分割します。

(3) 分割により増加する株式数

平成25年3月31日(日曜日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成24年10月31日(水曜日)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりです。

株式分割前の発行済株式総数	133,688株
今回の分割により増加する株式数	13,235,112株
株式分割後の発行済株式総数	13,368,800株
株式分割後の発行可能株式総数	44,760,000株

(4) 株式分割および単元株制度採用の時期

平成25年4月1日

なお、当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりです。

1株当たり純資産額	657円04銭
1株当たり当期純損失	15円52銭

Ⅸ. その他の注記

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年11月14日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田代清和 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大屋浩孝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年11月14日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田代清和 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大屋浩孝 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

平成24年11月15日

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会
監査役(常勤) 箕 浦 勤 ㊟
監 査 役 中 村 好 伸 ㊟
監 査 役 崎 島 一 彦 ㊟
監 査 役 大 矢 和 子 ㊟

当監査役会は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び会計監査人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 当社監査役箕浦勤、中村好伸、崎島一彦及び大矢和子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上